

学生デザインコンペティション 2019

募集要項

テーマ：地域特性を活かした空き家の利活用

1. 課題概要

総務省の調査によれば、2013年の日本の総住宅数は6,063万戸で、2008年に比べて304万戸(5.3%)増加しています。その内、住宅の空き家数は819.6万戸(13.5%)で、2008年に比べて63万戸(8.3%)増加しています。このような全国的な課題となりつつある空き家は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法(2014.11.27公布)」の成立により、2014年度は大きく一歩を踏み出したかにみえました。一方で、空家法の施行から2015年度末までの約2年間における自治体の対応をみると、空家等対策計画の策定は357自治体、助言・指導の実施は314自治体、行政代執行・略式代執行の実施は40自治体となっており、自治体が空き家対策において苦慮している実態がうかがえるとしています。

中国地方の空き家数は、55.65万戸(15.7%)で、鳥取県においても、3.59万戸(14.4%)で全国平均を上回っています。鳥取県では、県内の各地域での生活・風土を体験できる移住体験イベント「鳥取暮らし体験ツアー」を実施し、それらの取り組みにより、2008年以降空き家を減少させることに成功しています。しかし空き家の利活用に関して多くの自治体では、空き家の実態把握を終えたもののデータベースの整備や空き家等対策計画の作成等にまで至っていません。いずれの自治体においても空き家バンク等が存在するものの、自治体の人員不足もあり、あまり効果的に運用されていません。

以上のことから、第4回目となる「学生デザインコンペティション 2019」では、鳥取県内5市町(鳥取市・米子市・岩美町・八頭町・智頭町)の存在する空き家物件を対象に、その地域特性を活かした空き家の利活用の計画することを求めます。

2. 設計条件

敷地は、鳥取県内5市町(鳥取市・米子市・岩美町・八頭町・智頭町)の存在する9つの空き家物件より1つを選定し、その地域特性を活かした空き家の利活用を計画すること。

3. 競技方法

デザインコンペティションは、予選と本選に分けて実施します。

但し、主催者が、応募作品が少ないと判断した場合は、予選と本選に分けて審査は行わず、審査委員によるプレゼンテーションポスターに基づく審査のみとします。

3.1 予選

(1)予選は、審査委員によるプレゼンテーションポスターに基づく審査の結果、本選に出場

する7点程度を選出します。

(2)審査結果は、(一社)鳥取県建築士会のホームページに掲載するほか、応募されたチームが在学する担当教員宛に、e-mailにより連絡をします。

(3)審査結果は11月上旬に発表します。

3.2 本選

本選では、プレゼンテーションポスター及び模型に沿ったパワーポイントやCG、ビデオ、アニメーション等を用いて分かりやすく説明してください。発表は、1チームあたり7分発表、3分質疑応答とします。

4. 応募方法

4.1 予選

4.1.1 提出物

(1)プレゼンテーションポスターA1版パネル1枚(横向き)

- ・プレゼンテーションポスターの内容は、設計趣旨、配置図(方位、全面道路、周辺の状態などを記入)、平面図、立面図、断面図、透視図(CG、模型写真含む)等を適宜選択し、表現してください。
- ・プレゼンテーションポスターの材質、仕上げは自由としますが、写真等の貼り付ける場合は、剥落しないように処理し、模型を貼り付けるなど立体物を貼らないで下さい。
- ・プレゼンテーションポスターのパネル裏面右上隅に所定の「エントリーシート」を添付し送付してください。また同一のエントリーシートをe-mailで送付して下さい。エントリーシートはホームページからダウンロードできます。
- ・応募者の氏名・所属がわかるものの記入は認めません。

*尚、本選に出場する者は、本選までに、プレゼンテーションポスターの画像データ(PDF形式またはjpeg形式で、CD-RあるいはDVD-Rに保存し、表に学校名と代表者名を油性ペンで記入して下さい。)を提出して下さい。

4.1.2 提出期間、提出方法、提出先

(1)提出期間：2019年9月17日(火)～9月30日(月)17:00必着

(2)提出方法：持参または郵送(宅配)

*受領確認は、在学する担当教員宛に、e-mailにより連絡をします。

(3)提出先

〒680-0912 鳥取県鳥取市商栄町195 (一社)鳥取県建築士会内
青年・女性合同委員会「学生デザインコンペティション2019」担当 宛

連絡先 e-mail : asai@tottori-u.ac.jp

4.2 本選

本選の詳細に関しては、11月上旬に予選通過チームの在学する担当教員宛に、e-mailにより通知するとともに、(一社)鳥取県建築士会のホームページで公開します。

5. 応募資格

- (1) 鳥取県内の高等学校並びに高等教育機関に在籍する建築系あるいは住居系の学生とします。
- (2) チームは1～4名で構成してください。
- (3) 同一人物が複数のチームに参加することは認めません。
- (4) 予選でエントリーしたメンバーの本選での変更は認めません。

6. 審査員及び審査方法

6.1 審査員

委員長 内田 文雄 (山口大学名誉教授, 龍環境計画 代表取締役)
委員 佐田久 幸子 ((公社)徳島県建築士会 副会長)
委員 松山 久 ((一社)鳥取県建築士会 会長)

6.2 審査方法

予選・本選とも審査は、審査員の協議によります。

7. 質疑応答

課題内容、設計条件に関する質疑応答は行いません。提出方法、日程等の事務的な質疑に関しては、e-mailのみ受け付け、それらの回答はホームページ上で公開します。

宛先は、「学生デザインコンペティション 2019」担当 e-mail : asai@cv.tottori-u.ac.jp

8. 表彰

- | | |
|-----------|----|
| (1)最優秀賞 | 1点 |
| (2)優秀賞 | 2点 |
| (3)審査員特別賞 | 2点 |
| (4)奨励賞 | 1点 |

9. 付記

- (1) 予選に提出された応募図面は原則的に公開を予定しています。

- (2) 応募作品は他のコンテスト、コンペティションに応募していないものとします。
- (3) 応募要項に違反した場合は、失格になる場合があります。
- (4) 予選提出作品は返却しません。
- (5) 提出作品の著作権はそれぞれの制作者に属しますが、主催者はこれを書籍等の印刷物への掲載またはWEB等で公開する権利を有し、これを妨げないものとします。
- (6) 応募作品の取り扱いについては、主催者が最善の注意を払いますが、天災等の不可抗力による損傷については責任を負いかねます。
- (7) 対象空き家物件のデータ資料は、公表されていない物件もあるため、各機関の担当教員を通じてDVD-Rに保存したものをお渡しします。作品提出の際にDVD-Rは返却して下さい。
- (8) 対象空き家物件は、実在する空き家のため、事前に現地確認等を行う場合は、以下の担当市町担当者への連絡を事前に行うこととします。
- 岩美町：企画財政課 担当 土師主事 0857-73-1553
八頭町：地方創生室 担当 野田係長 0858-76-0213
鳥取市：中心市街地整備課 担当 鈴木主事 0857-20-3276
智頭町：企画課 担当 谷口主事 0858-75-4112
- 尚、米子市の物件を希望する場合は、所有者が県外居住者のため、鳥取県住まいまちづくり課(担当:山邊主事 電話 0857-26-7371, email yamabey@pref.tottori.lg.jp)へ連絡することとします。

日程

2019年

5月13日(月)	募集要項の公開
5月20日(月)	質疑の受付開始
6月11日(火)	質疑の受付終了
6月25日(火)	質疑応答の公表, エントリーシート of 公開
9月17日(火)	予選作品の受付開始
9月30日(月)	予選作品の受付締切
10月下旬	予選審査実施
11月上旬	予選結果発表
11月下旬	本選審査及び公開報告会
12月上旬	本選結果発表

主催 (一社) 鳥取県建築士会 青年・女性合同委員会
協賛 とっとり空き家利活用協議会
(一社) 日本建築学会中国支部鳥取支所